別紙１

**提案書の様式**

１．提案書は、次頁以下の記載例に従って記載してください。

２．用紙は、A4判を利用し、左とじにしてください。

３．提案書は、3部（正1部、写2部）を提出してください。

４．部分提案は受け付けられません。

◎部分提案とは

仕様書に定める調査内容の全てではなく、調査内容の一部についての提案を

行うことです。

【表紙記載例】

「NEDOの研究開発成果が活用された製品・プロセス・サービス等に係る効果・便益の把握に関する調査」に対する提案書

　調査テーマ

**「NEDOの研究開発成果が活用された製品・プロセス・サービス等に係る効果・便益の把握に関する調査」**

　　　（共同提案を行う場合は、以下の提案者の項目を併記してください。）

**20　　年　　月　　日**

　　提案者名　　**○○○○○株式会社**　　　　　　　　　　　印

　　代表者名　　**代表取締役社長　○　○　　○　○**　　　印

（外国企業はサイン）

　　所 在 地　　**○○県△△市・・・・・・・・　　（郵便番号○○○－○○○○）**

　　連 絡 先　　所　属　　**○○○部　△△△課**

　　　　　　　　役職名　　**○○○○○部（課）長**

　　　　　　　　氏　名　　**○　○　　○　○**

　（所 在 地）　**○○県△△市・・・・・・（郵便番号○○○－○○○○）**

＊連絡先が上記の所在地と異なる場合は、連絡先所在地を記載

　　　　　　　　ＴＥＬ　　**△△△－△△－△△△△（代）　内線　△△△△**

　　　　　　　　E-mail　　**○○○○○＠○○○○．○○．○○**

【提案書要約記載例】

**提案書要約**

|  |  |
| --- | --- |
| 調査テーマ | 「NEDOの研究開発成果が活用された製品・プロセス・サービス等に係る効果・便益の把握に関する調査」 |
| 提案者名 | ○○○○○株式会社 |
| 連絡先 | ○○○部×××課　氏名　○○　○○（前ページの連絡先と同一）  ＴＥＬ  E-mail |
| 調査目標 |  |
| 提案する方式・方法の内容 |  |
| 調査課題 |  |
| 調査実績 |  |
| 調査体制 |  |

【本文記載例】

１．調査テーマ

**「NEDOの研究開発成果が活用された製品・プロセス・サービス等に係る効果・便益の把握に関する調査」**

２．調査の概要

**当該調査研究を実施するに当たり、調査の目的・目標・内容等の概要について説明してください。**

３．調査の目標

**当該調査を実施するに当たり、各調査項目についてどの程度の量の情報を集め、どのように整理を行うことを目標としているか、具体的に説明してください。**

４．提案する方式・方法の内容（注１）

**当該調査を実施するに当たり、貴社が提案する手法や手段、７．で記入した調査項目及び調査報告書のイメージについて、具体的かつ詳細に説明してください。**

５．調査における課題

**当該調査を実施するに当たり、現在想定している具体的課題について説明してください。**

６．調査実績

**当該調査分野における貴社の実績を説明してください。**

注１）研究開発独立行政法人又は公益法人が応募する場合は、当該調査分野における専門的知見の優位性についても説明してください。

７．調査計画

**当該調査を進めるためには、仕様書における調査項目をどのように細分し、どのような手順で行うのか、また、どの程度の経費が必要となるかを一覧表にまとめてください。なお、参考のため、矢印の上には投入する予算額を、矢印の下の（　）内には投入する研究員の人数を記入してください**

（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 調査項目 | ○○年度 | | | | 合計 |
| ○月 | ○月 | ○月 | ○月 |
| １．＜調査項目１＞  １－１．○○○○  １－２．○○○○  ２．＜調査項目２＞  ３．＜調査項目３＞  ４．＜調査項目４＞ | ＊＊＊  （　人）  ＊＊＊  （　人） | | | | ＊＊＊(　人)  ＊＊＊(　人) |
| 合計 |  | | | | ＊＊＊  (　人) |

1. 消費税は、調査研究項目ごとに内税で計上してください。日本国以外に本社又は研究所を置く外国企業等において、その属する国の消費税相当額がある場合にも、調査項目ごとに含めて計上してください。

８．調査体制

**当該調査を受託したときの実施体制図及び業務実施者の調査に関する実績について示してください。共同提案の場合や再委託を行う場合は、まとめて示してください。**

(1) 調査体制図

NEDO

委託

○○○○㈱

【業務実施者①】

（氏名）

　○○ ○○

（所属・役職）

　○○○

　○○○

（本調査における役割）

・＊＊＊＊

・＊＊＊＊

【業務管理者】

（氏名）

　○○ ○○

（所属・役職）

　○○○

　○○○

【統括責任者】

（氏名）

　○○ ○○

（所属・役職）

　○○○

○○○

【経理管理者】

（氏名）

　○○ ○○

（所属・役職）

　○○○

　○○○

【業務実施者②】

（氏名）

　○○ ○○

（所属・役職）

　○○○

　○○○

（本調査における役割）

・＊＊＊＊

・＊＊＊＊

(2) 業務管理者及び実施者の調査に関する業務実績について

|  |  |
| --- | --- |
| 業務管理者 | 調査に関する業務実績 |
| ○○ ○○（氏名） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務実施者 | | 調査に関する業務実績 |
| ① | ○○ ○○（氏名） |  |
| ② | ○○ ○○（氏名） |  |

企業の場合（再委託先等を除く）は、下記の表に必要事項を記載してください。大企業、中堅・中小・ベンチャー企業の種別は公募要領内の定義を参照してください。会計監査人の設置については、会社法３３７条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つです。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行います。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができます。設置されている場合は公認会計士または監査法人名を記載してください。

　【体制一覧】

会計監査人の設置がない場合は”なし”と記入ください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 企業名 | 従業員数 | 資本金 | 大企業･中堅・中小・ベンチャー企業の別 | 会計監査人名 |
| 株式会社A |  |  | ***従業員数、資本金は応募時点を***  ***基準としてください。*** |  |
| 有限会社B |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（参考）中堅・中小・ベンチャー企業の定義

法律の条項番については最新のものを随時ご確認ください。

＊中堅・中小・ベンチャー企業とは、以下の（ア）（イ）（ウ）又は（エ）のいずれかに該当する企業等であって、かつ、大企業の出資比率が一定比率を超えないもの（注１）をいいます。

（ア）「中小企業」としての企業

中小企業基本法第２条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主たる事業として営んでいる業種  ※１ | 資本金基準 | 従業員基準 |
| ※２ | ※３ |
| 製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外） | 3億円以下 | 300人以下 |
|
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |

※1　業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

（イ）「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

１．技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の３分の２以上が（ア）の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの

２．１．のほか、産業技術力強化法施行令第６条三号ハに規定する事業協同組合等

（ウ）「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数（注２）が１，０００人未満又は売上高が１，０００億円未満のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

（エ）研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

・試験研究費等が売上高の３％以上又は研究者が２人以上かつ全従業員数の１０％以上であること。

・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。

・申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

（注１）次の企業は、大企業の出資比率が一定比率を超えているものとします。

・発行済株式の総数又は出資の総額の２分の１以上が同一の大企業（注３）の所有に属している企業

・発行済株式の総数又は出資の総額の３分の２以上が、複数の大企業（注３）の所有に属している企業

（注２）常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

（注３）大企業とは、（ア）から（エ）のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取扱わないものとします。

・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）

・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

（参考）会計監査人の定義

　　　　　株式会社の会計監査を行う公認会計士または監査法人。会社法３３７条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができる。

９．必要概算経費

**上記の調査研究に必要な経費の概算額を調査委託費積算基準**

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

**に定める経費項目に従って、記載してください。**

（単位：千円）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 積算内訳 |
| Ⅰ．労務費  　１．研究員費  　２．補助員費 |  |
| Ⅱ．その他経費  １．消耗品費  　２．旅費  　３．外注費  　４．諸経費 | 再委託がある場合は、「Ⅳ．再委託費」を追加してください。 |
| 小　計　Ａ（＝Ⅰ＋Ⅱ） |  |
| Ⅲ．間接経費（＝Ａ×比率）（注１） |  |
| 合　計　Ｂ（＝Ａ＋Ⅲ）（注２） |  |
| 消費税及び地方消費税Ｃ（＝Ｂ×１０％）（注３） | （注：円単位） |
| 総　計 | （注：円単位） |

注）１．間接経費は中小企業等は２０％、大学は１５％、その他は１０％、とし、Ⅰ～Ⅱの経費総額に対して算定してください。

２．合計は、Ⅰ～Ⅲの各項目の消費税を除いた額で算定し、その総額を記載してください。

　　３．提案者が免税業者※の場合は、積算内訳欄に単価×数量×1.1で記載し、消費税及び地方消費税Ｃ欄には記載しないでください。

※例えば、設立２年未満の団体又は前々年度の課税売上高が１千万円以下の場合は、消費税及び地方税の非課税事業者として取り扱われます。

10．契約書に関する合意

**「○○　○○（代表者名）」**は本調査の契約に際して、ＮＥＤＯから提示された条件に基づいて契約することに異存がないことを確認した上で提案書を提出します。

**ＮＥＤＯから提示された契約書（案）及び追跡調査評価業務に係る特別約款に記載された条件に基づいて契約することに異存がない場合は、上記の文章を記載してください。**

11．その他

**調査研究を受託するに当たっての要望事項があれば記入してください。**

**再委託理由及びその内容**

|  |  |
| --- | --- |
| **再委託先の名称** |  |
| **再委託先の住所等** |  |
| **再委託を行う合理的理由** | **連名契約による場合に比して特に効率が高い理由を含めること。** |
| **再委託を行う業務範囲** |  |
| **再委託予定金額と委託費総額に対する割合** | **円（　　　％）** |
| **備考** |  |

**備考：この表は再委託先ごとに作成してください。**

－　ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について　－

2016年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況について記載ください。

対象：提案書の実施体制に記載される委託先（再委託等は除く）

※提出時点を基準としてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人名 | 常時雇用する労働者数 | 認定状況及び取得年月日（認定が何も無い場合は無しと記入） |
| ○○株式会社 | ○名 | えるぼし認定１段階（○年○月○日） |
| ○○株式会社 | ○名 | えるぼし認定行動計画（○年○月○日）、  ユースエール認定 |
| ○○大学 | ○名 | プラチナくるみん認定（○年○月○日） |
|  |  |  |

※必要に応じて、適宜行を追加してください。

※証拠書類等の提出をお願いする可能性があります。

【加点対象認定】

（参考：女性活躍推進法特集ページ　<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定等の区分 | |
| 女性活躍推進法に基づく認定  （えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業） | １段階目※１ |
| ２段階目※１ |
| ３段階目※１ |
| プラチナえるぼし※２ |
| 行動計画※３ |
| 次世代法に基づく認定  （くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） | くるみん（旧基準）※４ |
| くるみん（新基準）※５ |
| プラチナくるみん |
| 若者雇用促進法に基づく認定  （ユースエール認定企業） | |

※１　女性活躍推進法第９条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

　 ※２　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法第24 号)による改正後の女性活躍推進法第12 条に基づく認定

※３　常時雇用する労働者の数が300 人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※４　次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の認定基準又は同附則第２条第３項の規定による経過措置に基づく認定

※５　次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29 年厚生労働省令第31 号）による改正後の認定基準に基づく認定